

# 第4回 狩野川流域委員会 【狩野川水系河川整備計画(素案)】 説明資料

平成28年7月14日

国土交通省 中部地方整備局

# 目 次

<u>1. 第3回狩野川流域委員会での指摘及び指摘に対する対応状況について</u> .....	2
<u>2. 狩野川水系河川整備計画(素案)の(変更点)</u> .....	5
<u>3. 狩野川水系河川整備計画(素案)の主な実施内容(変更点)</u> .....	13
1) 治水.....	14
2) 利水.....	24
3) 河川環境.....	26
4) 維持管理.....	31
<u>4. 狩野川流域委員会の今後の進め方</u> .....	41

# 1. 第3回狩野川流域委員会での指摘及び 指摘に対する対応状況について

第3回委員会開催日時:平成28年3月4日(金) 14:00~16:00  
 第3回委員会開催場所:プラサヴェルデ 301・302会議室

項目		区分	委員質問・意見	回答	対応状況
現河川整備計画の課題について	現河川整備計画と変更案の関係	質問	豪雨、巨大地震のリスクに対する課題が挙げられているが、現河川整備計画とどの程度の変更なのか。現河川整備計画から削除するメニューはあるのか。	現河川整備計画のメニューはそのまま今後も継続して実施し、豪雨、巨大地震等社会情勢の変化を踏まえ、新たに追加・検討すべきメニューを追加するものである。現河川整備計画から削除するメニューはない。	—
		質問	現河川整備計画の対象期間は変えるのか。	「今後概ね30年間の整備」としている目標については変更しない。	—
	水防災意識社会再構築ビジョンの整備期間と河川整備期間との関係	質問	水防災意識社会再構築ビジョンの整備期間は平成32年目途にとあるが、河川整備計画との整合はどうか。	水防災意識社会再構築ビジョンは平成32年目途(当面5年間)に「洪水を安全に流すためのハード対策」と「危機管理型ハード対策」を優先して実施するものであり、河川整備計画で実施するメニューの内数である。	—
	計画堤防断面に対する課題	質問	現河川整備計画では「一部区間で計画堤防断面に対し高さや幅が不足している箇所が残り、現河川整備計画の目標流量を安全に流すことができない」とあるが、これはなぜか。目標流量が変わったのか。	現河川整備計画策定時、事業箇所が多数であったため、優先順位を整理する中で、この箇所は整備メニューに入らなかった。	—
	自然環境の変化に係る課題	質問	河川水辺の国勢調査の実施頻度は何年に1回実施するのか。	魚類、底生動物は5年に1回、植物、鳥類、陸上昆虫類は10年に1回実施する。	—
質問		「狩野川を特徴づける生物41種のうち昆虫類で近年確認されない種が存在していること」と「狩野川では特定外来種10種が確認されており、近年は植物確認種が増加傾向にあること」を課題として挙げている。しかし、現河川整備計画の本文では、「狩野川の鮎の生息環境の保全に努める」と記載されており、課題と現河川整備計画本文の内容との整合が取れていないのではないか。	鮎の遡上の状況や生息数についてはモニタリングを実施し、河川整備計画で目標としている生息環境の保全については現地にて確認している。ここでの課題は、この10年間で社会情勢、河川情勢により大きく変化したものを取り上げている。	—	

第3回委員会開催日時:平成28年3月4日(金) 14:00~16:00  
 第3回委員会開催場所:プラサヴェルデ 301・302会議室

項目	区分	委員質問・意見	回答	対応状況	
河川整備計画変更案としての対応方針(案)について	質問	計画堤防断面に対する対応方針	狩野川の下流域は堤防と家屋が近接しているため、土堤で計画堤防断面を確保することは難しく、三面張り堤防やパラペット堤などの特殊堤を整備している。一方、中流から上流域は可能な限り計画堤防断面を確保した土堤を整備していく。	—	
	質問	河道内樹木の有効活用	公募により一般の方に伐採・利用を含めて行っていただいた例があるが、希望者がいない場合もある。国土交通省が樹木を使いやすく切り出した上で、希望者を募るなど、活用しやすいように工夫している。	—	
	質問	水防災意識社会再構築ビジョンとしての危機管理型ハード対策	危機管理型ハード対策として、ねばり強い堤防とするために、堤防裏法尻の補強とあるが、どこで実施するのか。	狩野川左岸27.0キロポスト付近で890mに渡り実施する予定である。	—
	意見	水防災意識社会再構築ビジョンとしての危機管理型ハード対策	川筋が曲がっている箇所は、遠心力により水位差が生まれ、流速が早くなり、堤防が吸出しを受けて破堤することもある。よって、このような箇所は堤防の亀裂等が無いのか特に注意深く確認しておく必要がある。	—	—
	質問	水防災意識社会再構築ビジョンとしての家屋倒壊危険区域の設定	家屋倒壊危険区域の設定について、今後は設定された区域は居住できなくなるのか。川の近くは土地も安く、すでに生活の場としている方も多。	全国の直轄河川で、想定される最大規模の降雨で氾濫・被害を検討し、家屋倒壊危険区域を設定するが、これは住居の立ち退きではなく、避難を促すものである。	—
	質問	内水対策としての対応方針	総合雨水排水対策については、全体のイメージが記載されているのみである。次回委員会までには、具体的な内容を詰めていく必要がある。	アクションプランの具体的なメニューとしては、国は排水機場のポンプ増設、県・市町は河川改修や貯留施設の整備などがあるので、各機関でできることを整理する。	3の1)の「⑦内水対策」で示す。
	質問	具体的な河川整備計画メニューの提示	将来的には堤防断面を改善するが現状維持せざるを得ない箇所、早々に計画堤防断面を整備できる箇所、防災ステーションなどの場所ごとの整備メニューが見えたとわかりやすい。	具体的な整備メニューについては、河川整備計画の変更の承認頂いた場合に、次回の委員会にて提示したい。	3の「1)治水の主な整備メニュー」で示す。

## 2. 狩野川水系河川整備計画（素案）の 骨子（変更点）

### ① 現河川整備計画の課題と河川整備計画の変更案としての対応策

- ① 現河川整備計画策定（H17.12）以降、東日本大震災（H23.3）、関東・東北豪雨（H27.9）など施設能力を上回る津波や洪水が発生する中、静岡県第4次地震被害想定、水防災意識社会再構築ビジョンが公表されるなど、**狩野川をとりまく社会情勢は大きく変化**している。
- ② このため**現河川整備計画を変更**し、全計画対象区間において**整備計画の目標流量**（概ね1年に1/50の確率で発生する洪水規模）を**計画高水位以下に確実に低下させ安全に流下**させるとともに、減災の観点から、**施設能力を上回る外力に対しても災害の軽減を図る**ためのハード・ソフト対策を推進する。
- ③ 整備期間は概ね30年（整備完成年（平成47年）に変更なし。残事業対象期間概ね20年）とする。

#### 現河川整備計画の課題

##### 1) 整備計画の目標流量を安全に流下させるための対応

- ① 一部区間で計画堤防断面に対して**高さ又は幅が不足し**、洪水を安全に流すことが出来ない。
- ② 直轄**上流端の一部区間**では目標流量に対して**計画高水位超過を許容**しており洪水を安全に流すことが出来ない。
- ③ 現整備計画が策定されて以降、中流域では河川水位の上昇要因となる**樹木群が増加**しており、**目標流量を安全に流下させることができない**。
- ④ 堤防の**浸透に対する詳細点検**などにより、洪水時に**決壊リスクが高い箇所**が判明した。

##### 2) 施設能力を上回る洪水への対応(危機管理方策の強化)

- ① 施設能力を上回る洪水が発生した場合に、**堤防を越水してから決壊までの時間が短いと避難にかかる時間の確保が困難**。
- ② 市町に対し**洪水のリスクが高い箇所における水位状況に関する情報提供**が必要。
- ③ **災害復旧活動の拠点となる施設が**、狩野川には下流部に1箇所しか整備がされていなく、**中上流部で災害が発生した場合に速やかな対応ができない恐れがある**。
- ④ 避難のための情報提供が、**住民等の速やかな避難行動につなげていない**。

#### 河川整備計画(変更案)としての対応

##### 流下能力の確保

###### ① 堤防整備

##### 上流区間の河道掘削

###### ② 河道掘削

##### 樹木の適切な維持管理

###### ③ 樹木伐開

##### 浸透・侵食対策

###### ④ 浸透対策（ドレーン工、裏法すべり対策工等）

###### ④ 侵食対策（低水・高水護岸）

##### 減災対策

###### ① 堤防法尻の補強等(危機管理型ハード対策)

###### ② CCTVカメラの増設

###### ③ 防災ステーション等の整備

###### ④ 避難のための住民目線のソフト対策

### ① 現河川整備計画の課題と河川整備計画の変更案としての対応策

#### 現河川整備計画の課題

#### 3) 東北地方太平洋沖地震後の河川構造物の耐震性能照査指針の改定(H24.2)

①河川構造物（樋門、樋管、排水機場、堰）に対する詳細点検(河川構造物の耐震照査性能指針の改定(H24.4))により、新たに耐震対策が必要な構造物が判明した。

#### 4) 支川合流部付近など、各所で内水被害が発生

①現河川整備計画に基づく四日町、小坂等の排水ポンプ増設が完了した内水区域では、被害の軽減が見られるが、宗光寺、浪人川等の排水機場のある内水区域において、近年も床上浸水等の被害が発生している。

②排水機場が整備されていない内水地区でも、近年も床上浸水等の被害が発生している。

#### 5) 外来種や樹林の拡大、湿地性の植生の減少

①現河川整備計画の狩野川を特徴づける生物41種のうち、昆虫類で近年確認されなくなっている種が存在。

②狩野川放水路分派点より下流では、外来種や竹林が拡大、湿地性の植生が減少している。

③狩野川では特定外来種10種が確認され、近年は植物の確認種が増加傾向。

④柿田川自然再生計画を作成し、地域と一体となって課題解決に向けた取り組みを進めているが依然として外来種が存在する。

#### 6) 河川の新たな利用に対する要望

①河川空間の利用者の増加に対して、多様なニーズに対応した河川空間の整備を進めることが必要。

②堤防道路が分断されている箇所や交通量が多く横断が危険な橋梁などでは、連続した利用ができない箇所が存在。

#### 河川整備計画(変更案)としての対応

#### 地震・津波対策

①耐震対策

#### 内水対策

①～②

関係機関と連携した総合的な雨水排水対策の検討（土地利用の規制や流出抑制施設の整備、ポンプ増設等の総合的な整備）

#### 河川環境の整備

①～③

- ・治水事業の実施箇所のモニタリング及び必要な環境保全対策実施
- ・狩野川の環境のモニタリング及び対策必要箇所の検討・環境対策実施

④柿田川自然再生事業の推進

#### 河川利用空間の整備

①河川利用の拠点整備

②散策路、サイクリングロードの整備を推進



### ②狩野川水系河川整備計画(素案)における 現河川整備計画の課題と対応策の記載

1) 近年の災害の特徴や河道の現状を踏まえた整備計画目標流量を安全に流下させるための対応



- ・第4章第1節第1項「(1)堤防の整備」
- ・第4章第1節第1項「(2)河道掘削等」

2) 関東・東北豪雨災害等を踏まえた施設能力を上回る洪水等への対応(危機管理方策の強化)



- ・第1章第2節第1項「洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」
- ・第3章第1節第4項「施設的能力を上回る洪水等への対応」
- ・第4章第1節第1項「(6)施設的能力を上回る洪水等への対策」
- ・第4章第2節第1項「(10)堤防の決壊時の被害軽減対策の検討」
- ・第4章第2節第1項「(12)水害リスクの評価・水害リスク情報の共有」
- ・第4章第2節第1項「(13)洪水氾濫に備えた社会全体での対応」

3) 東北地方太平洋沖地震後の河川構造物の耐震性能照査指針の改定への対応



- ・第1章第2節第5項「最大クラスの地震・津波対策」
- ・第3章第1節第3項「地震・津波対策」
- ・第4章第1節第1項「(5)地震・津波対策」
- ・第4章第2節第1項「(15)地震及び津波発生時の対応」

4) 支川合流部付近など、各所における内水被害の発生への対応



- ・第3章第1節第2項「内水対策」
- ・第4章第1節第1項「(4)内水対策」

5) 外来種や樹林の拡大、湿地性の植生の減少への対応



- ・第1章第1節第4項「河川環境対策の沿革」
- ・第4章第1節第3項「(2)多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出」
- ・第4章第2節第3項「(2)多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出」

6) 河川の新たな利用に対する要望への対応



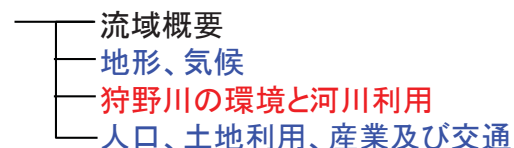
- ・第1章第1節第4項「河川環境対策の沿革」
- ・第4章第1節第3項「(4)人と河川の豊かなふれあいの推進」
- ・第4章第2節第3項「(8)地域との協働による維持管理の推進」

### ② 狩野川水系河川整備計画（素案） 本文変更箇所の概要

#### 第1章 狩野川水系の概要

##### 第1節 流域及び河川の概要

第1項 流域及び河川の概要



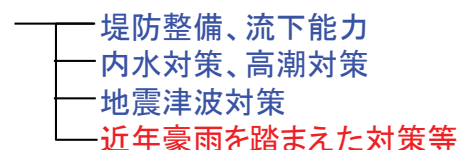
第2項 治水の沿革

第3項 利水の沿革

第4項 河川環境対策の沿革

##### 第2節 現状と課題

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生  
の防止又は軽減に関する事項



第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

第4項 河川の維持管理に関する事項

第5項 最大クラスの地震・津波対策

第6項 気候変動の影響による課題

#### 第2章 河川整備計画の対象区間及び対象期間

##### 第1節 河川整備計画の対象区間

##### 第2節 河川整備計画の対象期間

#### 第3章 河川整備計画の目標に関する事項

##### 第1節 洪水、津波、高潮等による災害の発生 の防止又は軽減に関する事項

第1項 洪水（外水氾濫）対策

第2項 内水対策

第3項 地震・津波対策

第4項 施設の能力を上回る洪水等への対応

##### 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

##### 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

第1項 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出

第2項 良好な水質の保全

第3項 良好な景観維持・形成

第4項 人と河川の豊かなふれあいの場の確保

【変更箇所】

青字： 時点修正・精査

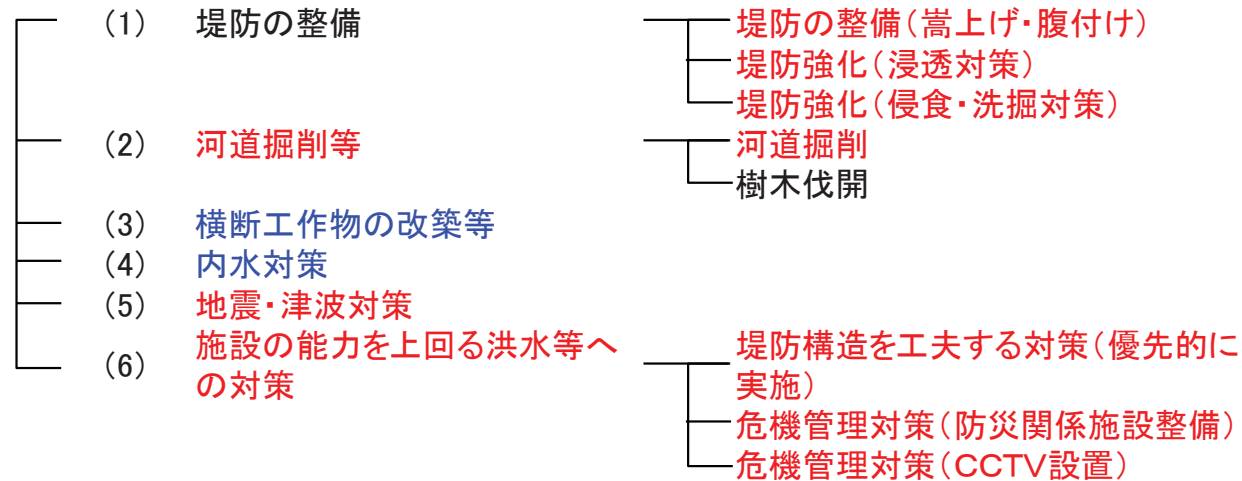
赤字： 変更・追加

② 狩野川水系河川整備計画（素案） 本文変更箇所の概要

第4章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

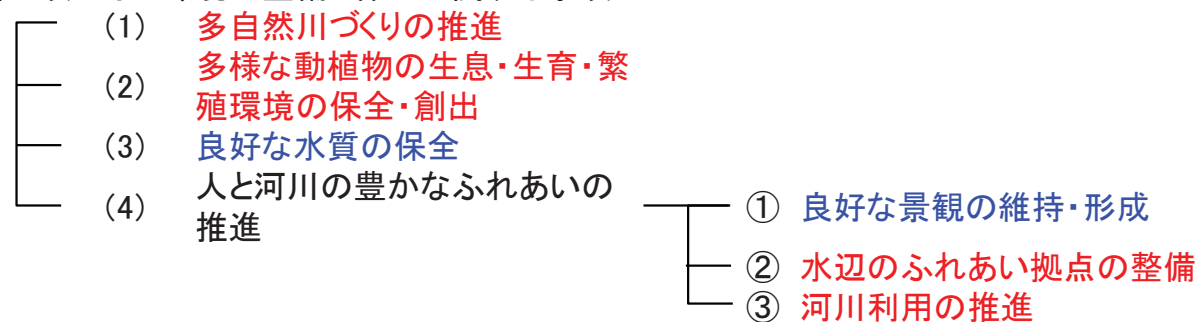
第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項



第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

- 現況流況の維持
- 水利用の適正化

第3項 河川環境の整備と保全に関する事項



【変更箇所】

青字： 時点修正・精査  
赤字： 変更・追加

② 狩野川水系河川整備計画（素案） 本文変更箇所の概要

第4章 河川整備の実施に関する事項

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第1項 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

- (1) 水文・水理調査
- (2) 河川の測量・調査
- (3) 河道の維持管理
  - ① 河床・河岸の維持管理
  - ② 河道内樹木の維持管理
- (4) 堤防の維持管理
  - ① 堤防の維持管理
  - ② 堤防除草
- (5) 水門等の維持管理
- (6) 水門等の老朽化対策
- (7) 許可工作物の適正な維持管理
- (8) 不法行為に対する監督・指導
- (9) 出水時等の情報伝達等
  - ① 洪水予報、水防警報
  - ② 水防活動
  - ③ 出水時の巡視
  - ④ 河川管理施設の災害復旧
  - ⑤ 排水機場の運転
- (10) 堤防の決壊時の被害軽減対策の検討
- (11) 洪水・高潮浸水想定区域の指定、公表
- (12) 水害リスクの評価・水害リスク情報の共有
- (13) 洪水氾濫に備えた社会全体での対応
  - ① 地方公共団体による避難勧告等の適切な発令の促進
  - ② 住民等の主体的な避難の促進
  - ③ 防災・減災教育や防災・減災知識の普及
  - ④ 的確な水防活動の促進
- (14) 気候変動による影響のモニタリング
- (15) 地震及び津波発生時の対応

【変更箇所】  
 青字： 時点修正・精査  
 赤字： 変更・追加

② 狩野川水系河川整備計画（素案） 本文変更箇所の概要

第4章 河川整備の実施に関する事項

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

- (1) 適正な低水管理や水利用
  - ① 合理的な水利用の促進
  - ② 水利権の適正な見直し
- (2) 渇水時の対応

第3項 河川環境の整備と保全に関する事項

- (1) 河川環境調査
- (2) 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出
  - ① 干潟の保全
  - ② 河畔林の保全
  - ③ 瀬淵の保全
  - ④ 河跡湖の保全
  - ⑤ 柿田川的环境保全
- (3) 水質調査及び良好な水質の保全
- (4) 流下物及び投棄物対策
- (5) 良好な景観の維持
- (6) 河川敷地の適正な利用の促進
  - ① 河川空間利用の維持、保全
  - ② 自転車歩行者道等の整備
  - ③ 狩野川資料館の充実
  - ④ 河川利用の調整
- (7) 河川利用の安全対策
  - ① 環境学習の場の整備
  - ② 不法係留船対策
  - ③ 水上バイク対策
- (8) 地域との協働による維持管理の推進
  - ① 地域住民の関心を高めるための広報活動の展開
  - ② 双方向のコミュニケーションの確立
  - ③ 流域ネットワークの確立

【変更箇所】  
 青字： 時点修正・精査  
 赤字： 変更・追加

### 3. 狩野川水系河川整備計画(素案)の 主な実施内容(変更点)

# 1) 治水

① 治水の主な整備メニューと整備量(本文第4章 第1節 第1項 P4-1)

- ◆ 狩野川台風に次ぐ規模の洪水(概ね1年に1/50の確率で発生する規模の洪水に相当)を安全に流下させる治水整備を実施する。
- ◆ 堤防の安全性が確保されていない箇所において**堤防整備を実施**する。また、洪水時の決壊につながる堤体内への浸透や河岸の侵食・洗掘に対して、**堤防の浸透対策や侵食対策(護岸整備)を実施**する。
- ◆ 水位低下対策として**河道掘削や樹木伐開を実施**する。
- ◆ 著しく治水上の支障となっている**横断工作物について改築を実施**する。
- ◆ 内水氾濫による家屋浸水被害を防止するため、関係機関と連携・調整し必要な対策を実施する。
- ◆ 大規模地震等での地震時の基礎地盤の液状化等により、水門、樋門等の倒壊や堤防の沈下、ひび割れ、崩壊等、**施設が被災した場合に、地震後の洪水や津波により周辺地域で浸水被害が発生する恐れのある施設では、耐震対策を実施**する。
- ◆ 施設能力の能力を上回る洪水等による被害軽減のため、**危機管理型ハード対策を実施するとともに、河川防災ステーション、CCTVカメラ等を整備**する。

河川整備計画(変更案)の整備数量

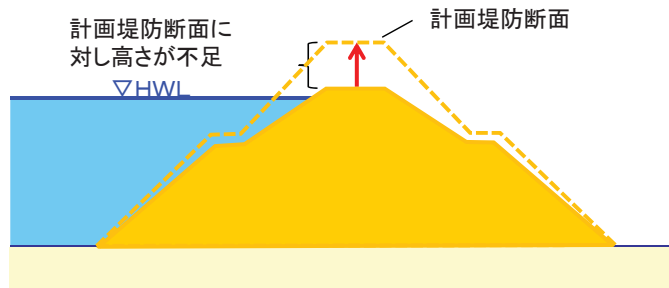
整備内容	現河川整備計画 (数量)	残工事(数量) ①	新規工事(追加数量) ②	整備箇所(数量) ③=①+②
堤防整備(嵩上げ・腹付け)	約11.0km	約3.7km	約8.0km	約11.7km
浸透対策	0km	0km	約15km	約15km
侵食対策(護岸整備)	約4.1km	約2.0km	約6.1km	約8.1km
河道掘削	約128千m <sup>3</sup>	約104千m <sup>3</sup>	約119千m <sup>3</sup>	約223千m <sup>3</sup>
樹木伐開	約3.7ha	約1.1ha	0ha	約1.1ha
横断工作物等の改築	2箇所	1箇所	0箇所	1箇所
耐震対策	0箇所	0箇所	7箇所	7箇所
危機管理型ハード対策 (「水防災意識社会再構築ビジョン」としての対策)	0km	0km	約0.9km	約0.9km
減災対策(河川防災ステーション等の整備)	0箇所	0箇所	3箇所	3箇所
減災対策(CCTVカメラの増設)	0基	0基	8基	8箇所



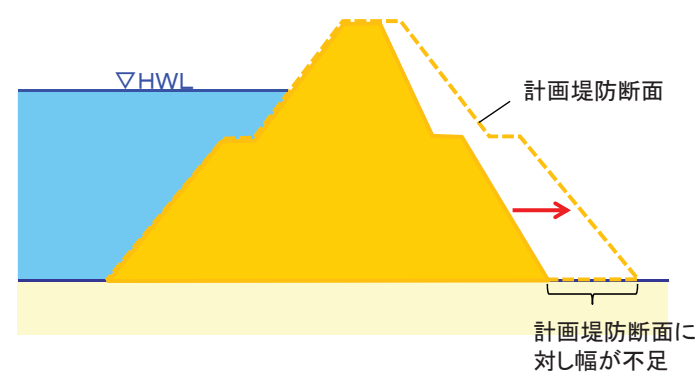
② 堤防の整備 (本文第4章 第1節 第1項 P4-1~P4-2)

- ◆ 整備計画の目標流量を安全に流下させるため、計画堤防断面に対し高さや幅が不足している箇所について全て計画堤防断面に整備する。
- ◆ 計画堤防断面の目標整備率は約82%から100%とする。

堤防高不足に対して堤防の嵩上げ



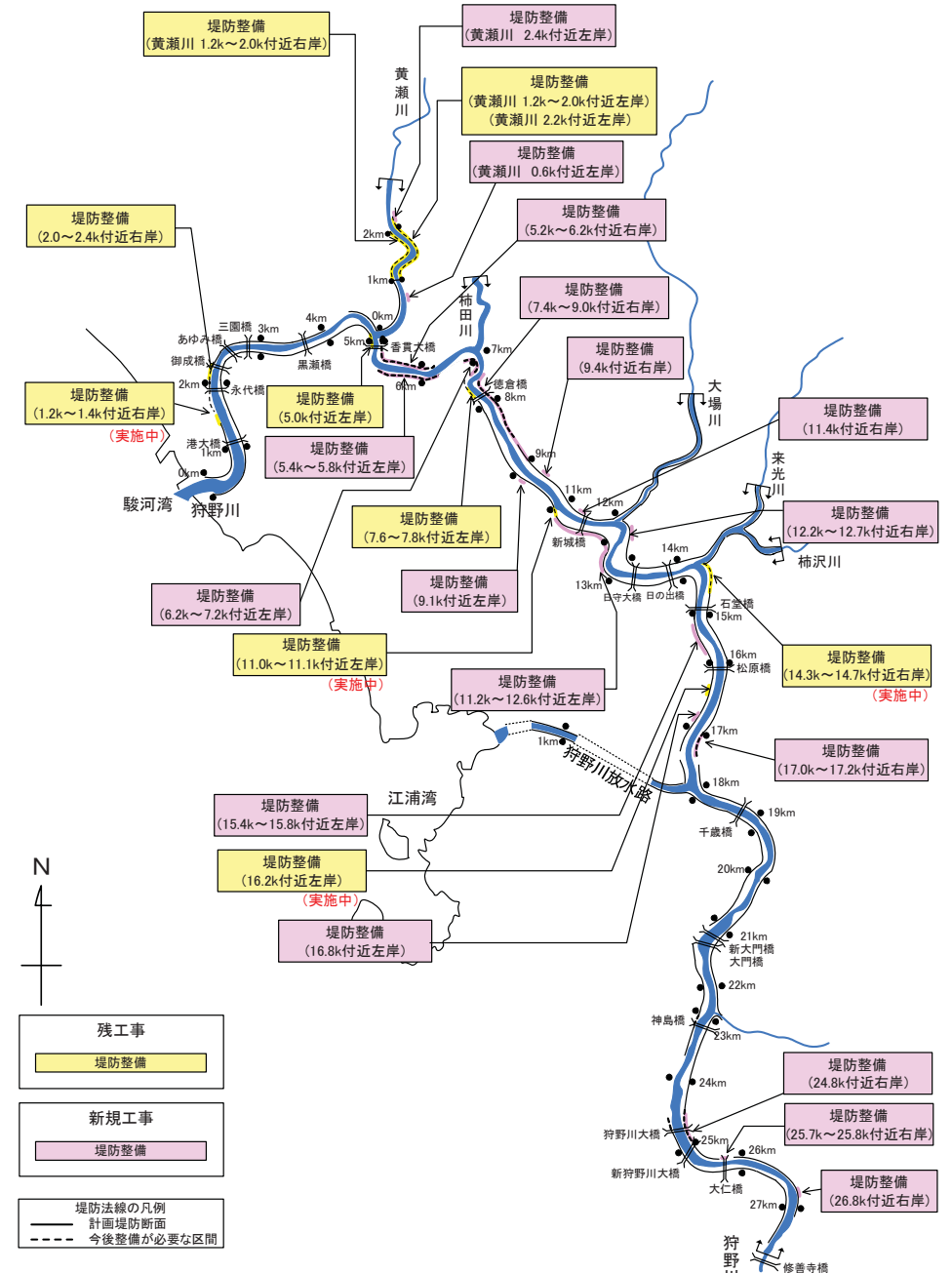
堤防幅不足に対して堤防の腹付け



堤防整備の整備延長

整備総延長(①+②)	11.7(km)
①残工事	3.7(km)
②新規工事	8.0(km)

堤防整備箇所

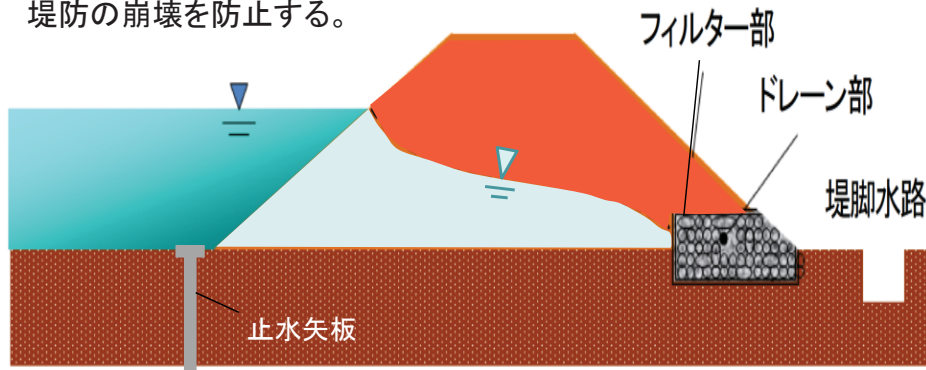


③ 堤防の強化(浸透対策) (本文第4章 第1節 第1項 P4-1~P4-2)

- ◆ 堤防の浸透に対する詳細点検結果により判明した対策必要箇所について、優先度を検討しながら浸透対策を実施する。
- ◆ 整備計画における浸透対策の延長は約15kmである。

堤防の浸透対策工(例)

- ◆ ドレーン工や置換工により堤体内の水位(浸潤)を低下させることにより、堤防の崩壊を防止する。

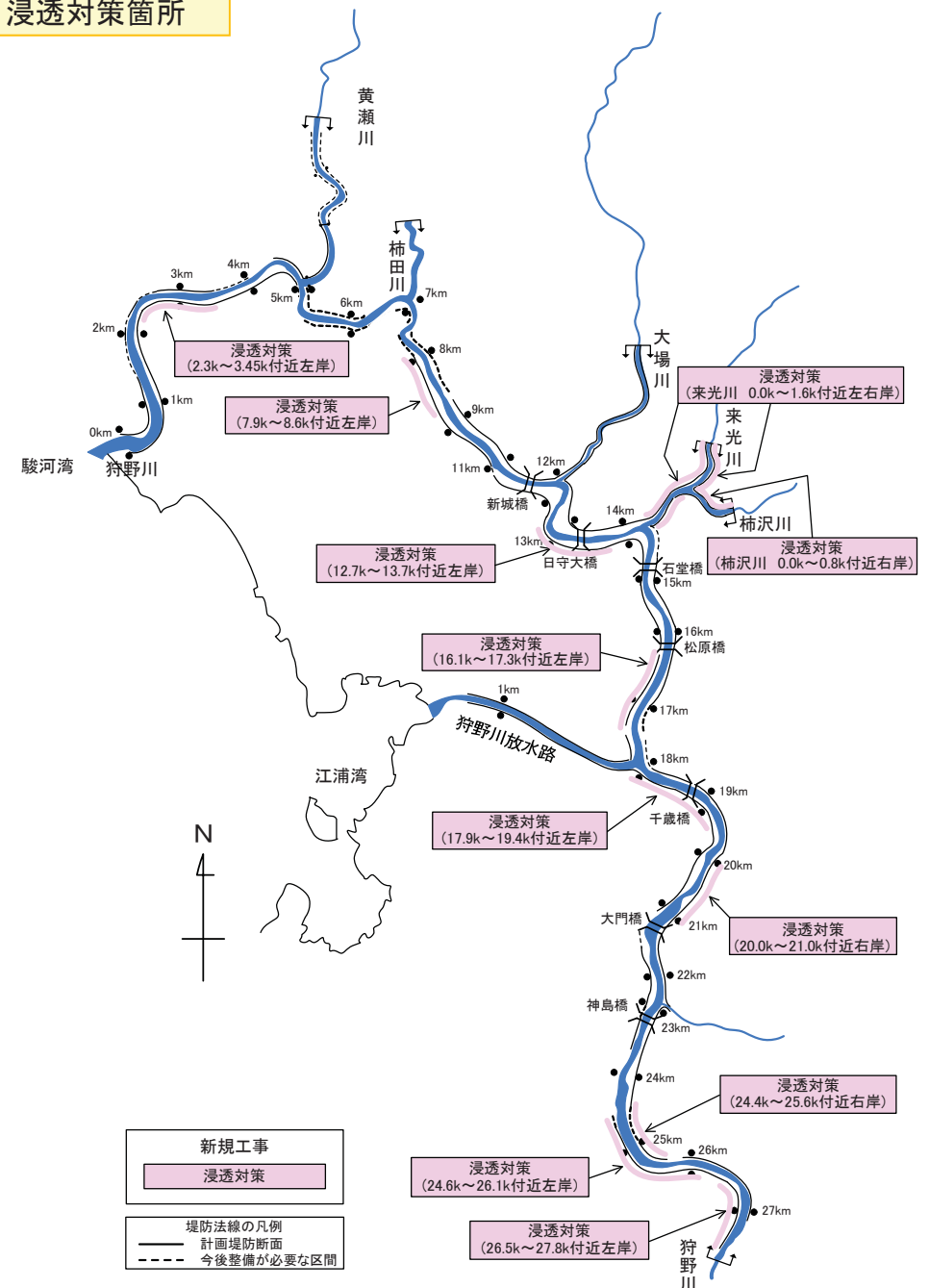


排水ドレーン工法+堤内地盤置換工

堤防浸透対策の整備延長

整備総延長(①+②)	15(km)
①残工事	0(km)
②新規工事	15(km)

浸透対策箇所

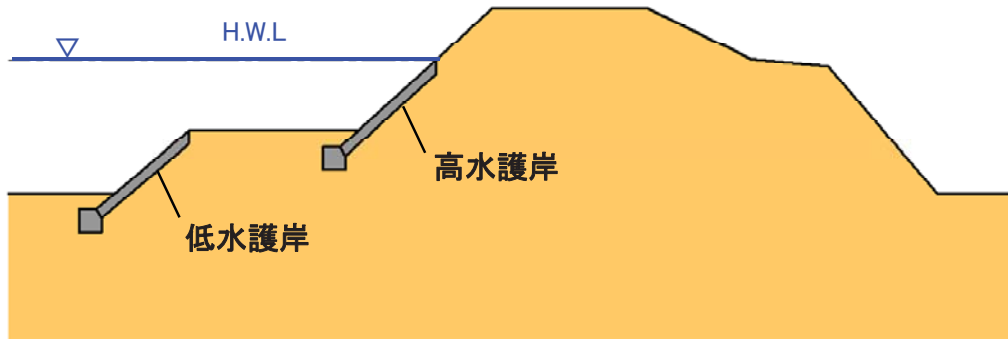


④ 堤防の強化(侵食対策) (本文第4章 第1節 第1項 P4-1とP4-3)

- ◆ 洪水時に堤防表法面の崩壊による決壊リスクが高く、堤防や高水敷を保護する必要がある箇所に対して、侵食対策を実施する。
- ◆ 整備計画における侵食対策の延長は約8kmである。

堤防の侵食対策工

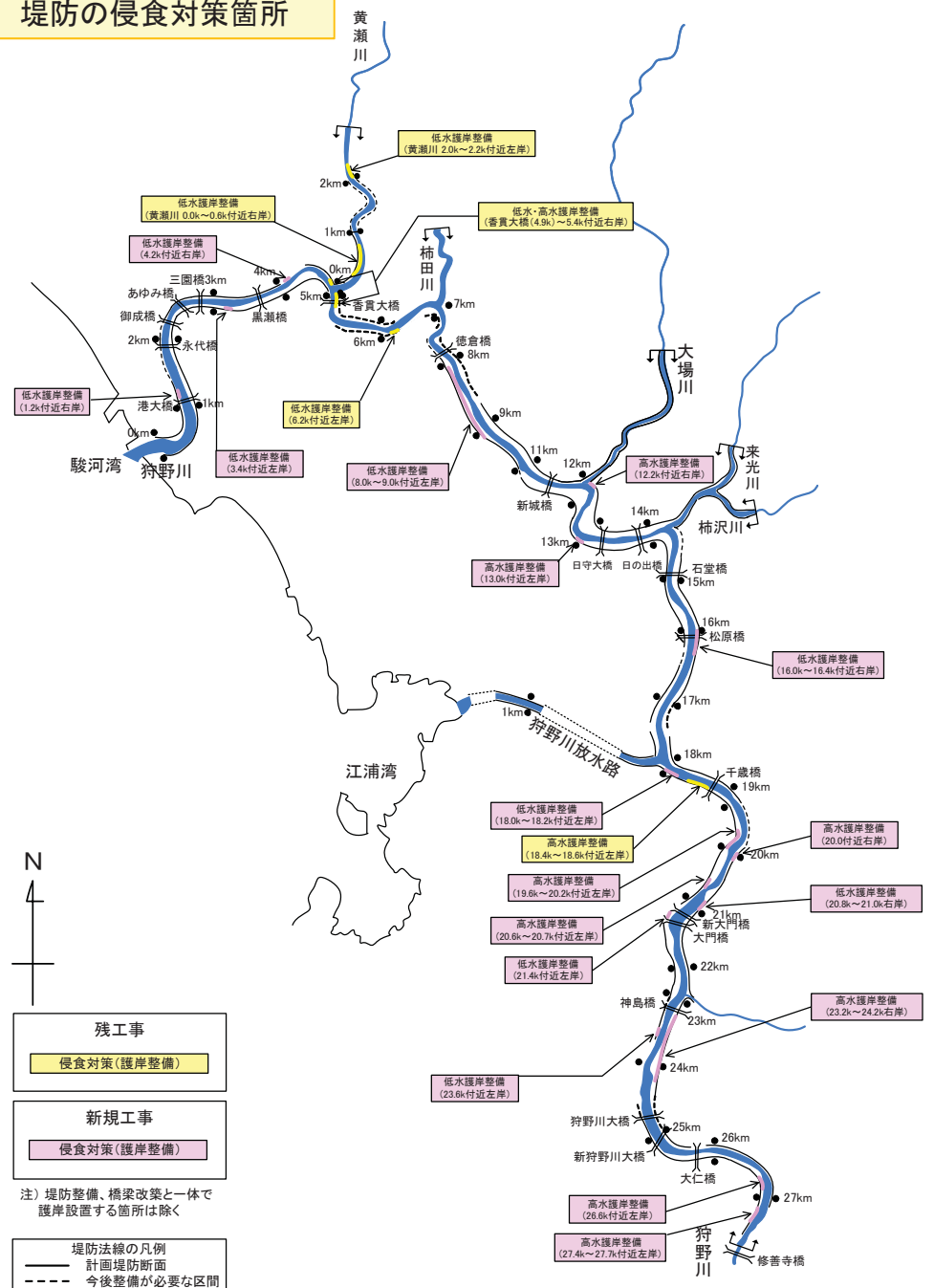
- ◆ 洪水時、河川内に発生する流速に耐えられるような低水護岸や高水護岸を設置することにより、侵食による堤防の崩壊を防止する。



堤防侵食対策の整備延長

整備総延長(①+②)	8.1(km)
①残工事	2.0(km)
②新規工事	6.1(km)

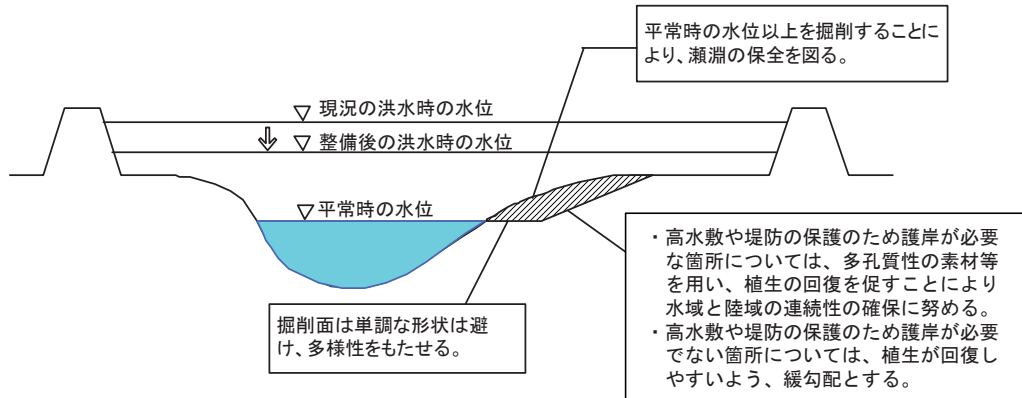
堤防の侵食対策箇所



⑤ 河道掘削等 (本文第4章 第1節 第1項 P4-4)

- ◆ 全ての区間において整備計画の目標流量を安全に流下させるために、必要な河道断面積が確保されていない箇所について、**河道掘削**や**掘削に伴い必要な樹木伐開**を実施する。
- ◆ 河道掘削や樹木伐開の実施にあたっては、平水位以上の掘削により瀬・淵の保全を図り、洪水流下の支障にならない範囲で樹木を存置する等、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮する。

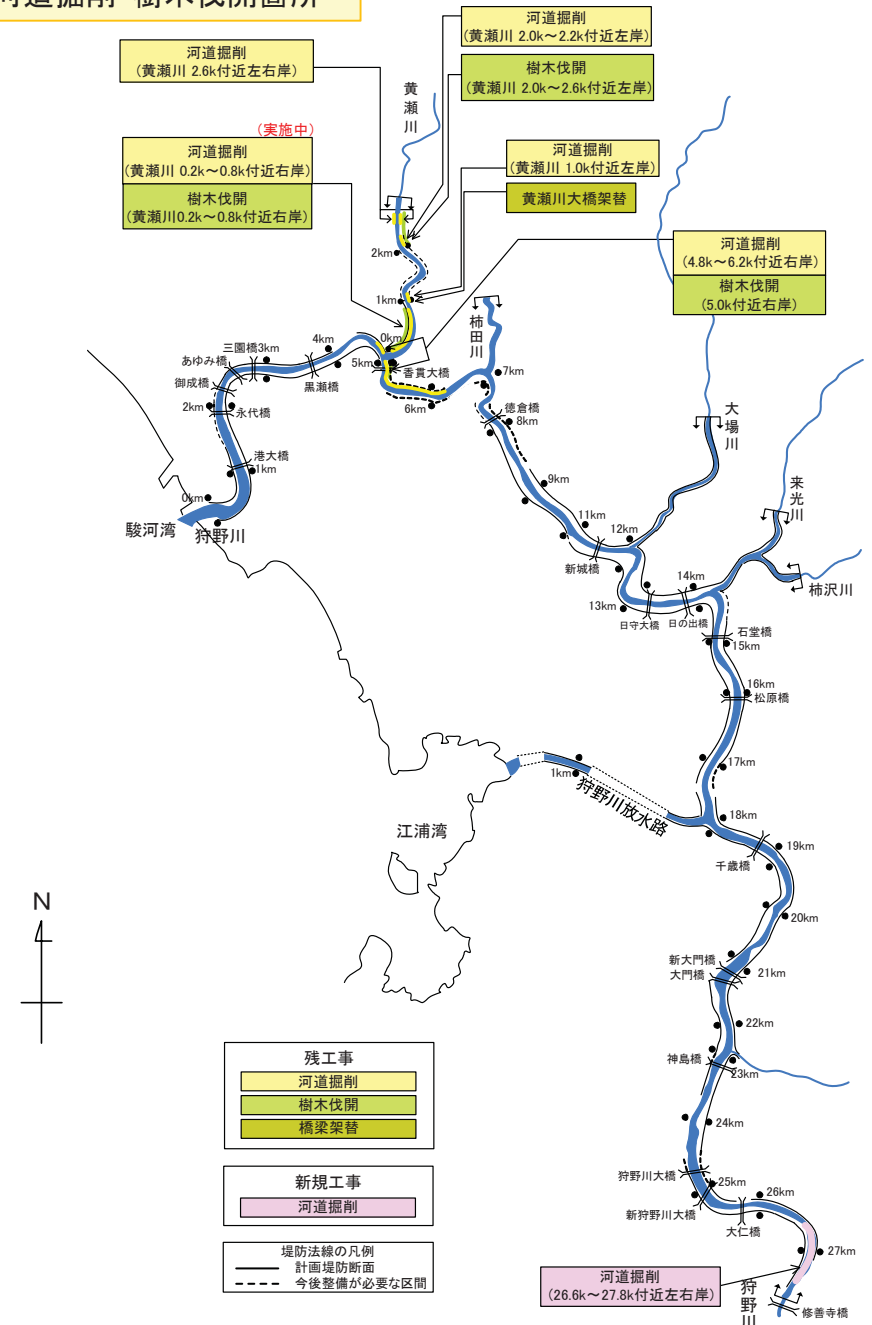
河道掘削方法のイメージ



河道掘削量と樹木伐開量

河道掘削量	河道掘削量(①+②)	223(千m <sup>3</sup> )
	①残工事	104(千m <sup>3</sup> )
	②新規工事	119(千m <sup>3</sup> )
樹木伐開量	樹木伐開量(①+②)	1.1(ha)
	①残工事	1.1(ha)
	②新規工事	0(ha)

河道掘削・樹木伐開箇所

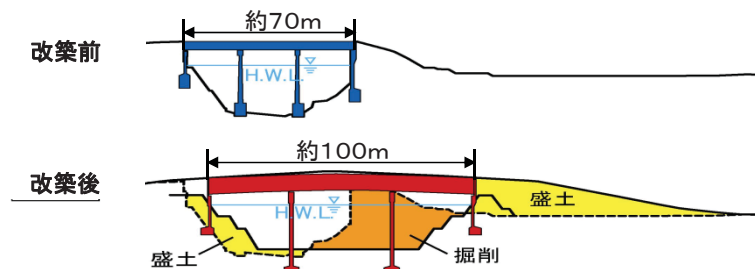


⑥ 横断工作物等の改築(本文第4章 第1節 第1項 P4-4)

- ◆ 整備計画の目標流量の安全な流下の支障となっている橋梁のうち、堤防整備と一体となって実施する必要がある黄瀬川大橋について、施設管理者と連携し必要な改築を実施する。

橋梁改築箇所

整備箇所(①+②)	1(箇所)
①残工事	1(箇所)
②新規工事	0(箇所)



橋梁改築のイメージ(改築済みの黄瀬川橋の例)

⑦ 内水対策(本文第4章 第1節 第1項 P4-5)

- ◆ 内水対策としては、床上浸水被害を防止するために、以下の3つの方針に基づき、河川管理者・関係機関・地域が一体となって、効果的・効率的に内水対策を推進する。
- 方針1: 河道整備による外水位の低下と排水ポンプ車の活用
- 方針2: 発生要因及び処理方策について調査検討を行い、関係機関と連携・調整して、必要に応じて内水対策を実施
- 方針3: 「狩野川中流域豪雨災害対策アクションプラン」に基づく総合的な内水対策を、関係機関と連携して実施

総合的な内水対策の実施(例)

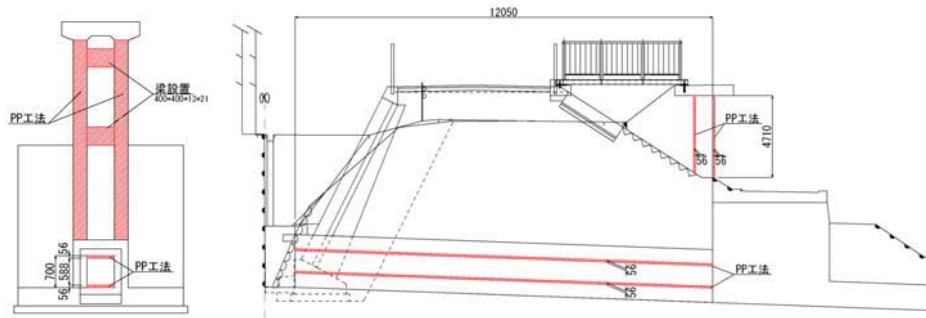
- 国 : 排水ポンプ場の強化・維持管理 など
- 県 : 河川改修、雨水貯留施設の整備、校庭貯留施設の整備、水防災情報の発信・遠隔監視、ハザードマップ等の作成・公表 など
- 市・町 : 公園の貯留施設化、校庭貯留施設の整備、ハザードマップ等の作成・公表 など



⑧ 地震・津波対策(本文第4章 第1節 第1項 P4-5)

◆ 大規模地震等での地震時の基礎地盤の液状化等により、水門、樋門等の倒壊や堤防の沈下、ひび割れ、崩壊等、**施設が被災した場合に、地震後の洪水や津波により周辺地域で浸水被害が発生する恐れのある施設では、耐震・液状化対策を実施する。**

耐震対策工のイメージ



◆PP工法・梁設置等による対策を実施する予定

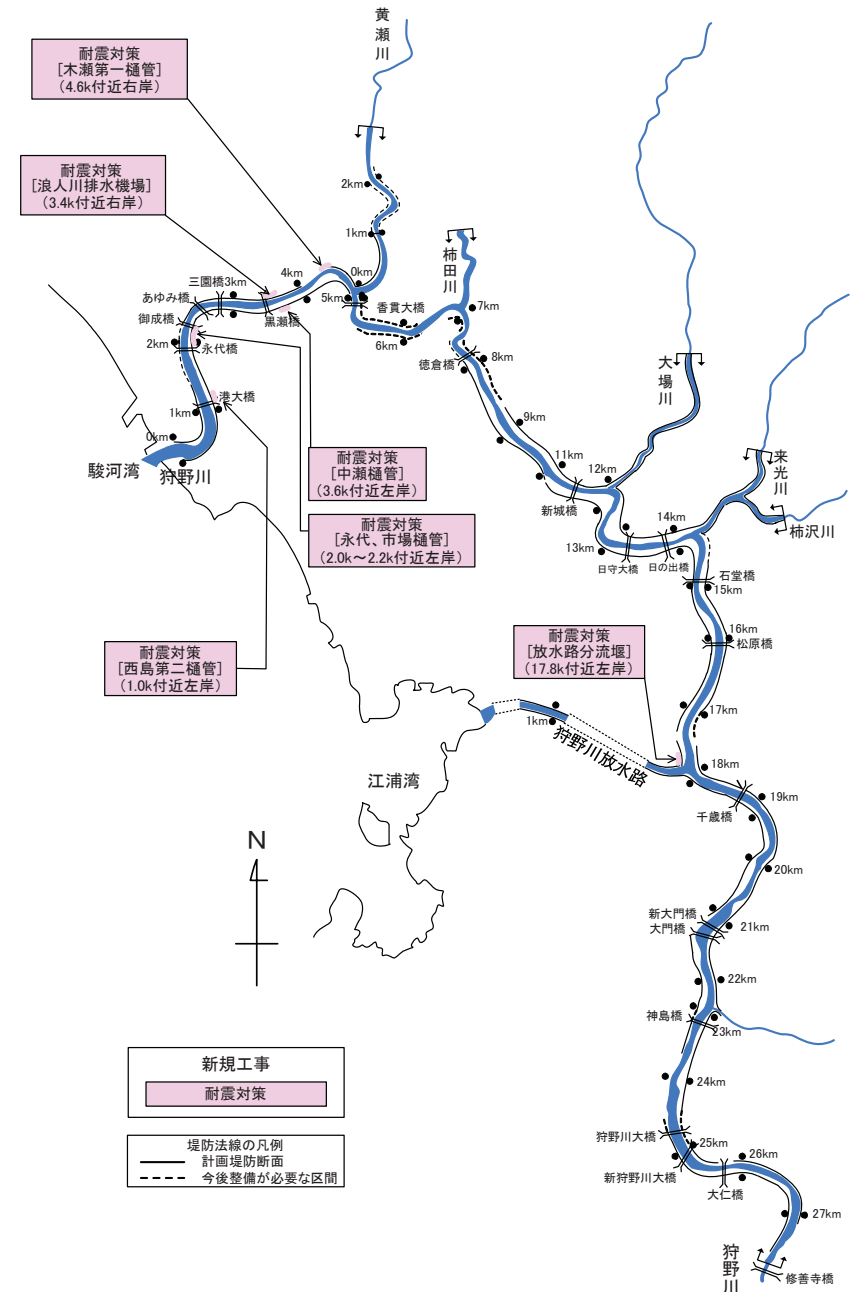
耐震対策箇所の考え方(参考)

- ◆ 右図の河川構造物(樋管、排水機場等)の耐震対策箇所は、現時点での耐震照査に基づく整備箇所を示すが、今後、最新の耐震性能指針(H28.3)に基づく評価により、変更する可能性がある。
- ◆ 堤防は、最新の耐震性能指針(H28.3)に基づき評価し、必要に応じて耐震対策について整備する。

耐震対策箇所(河川構造物, 参考)

整備箇所(①+②)	7(箇所)
①残工事	0(箇所)
②新規工事	7(箇所)

耐震対策箇所(河川構造物, 参考)



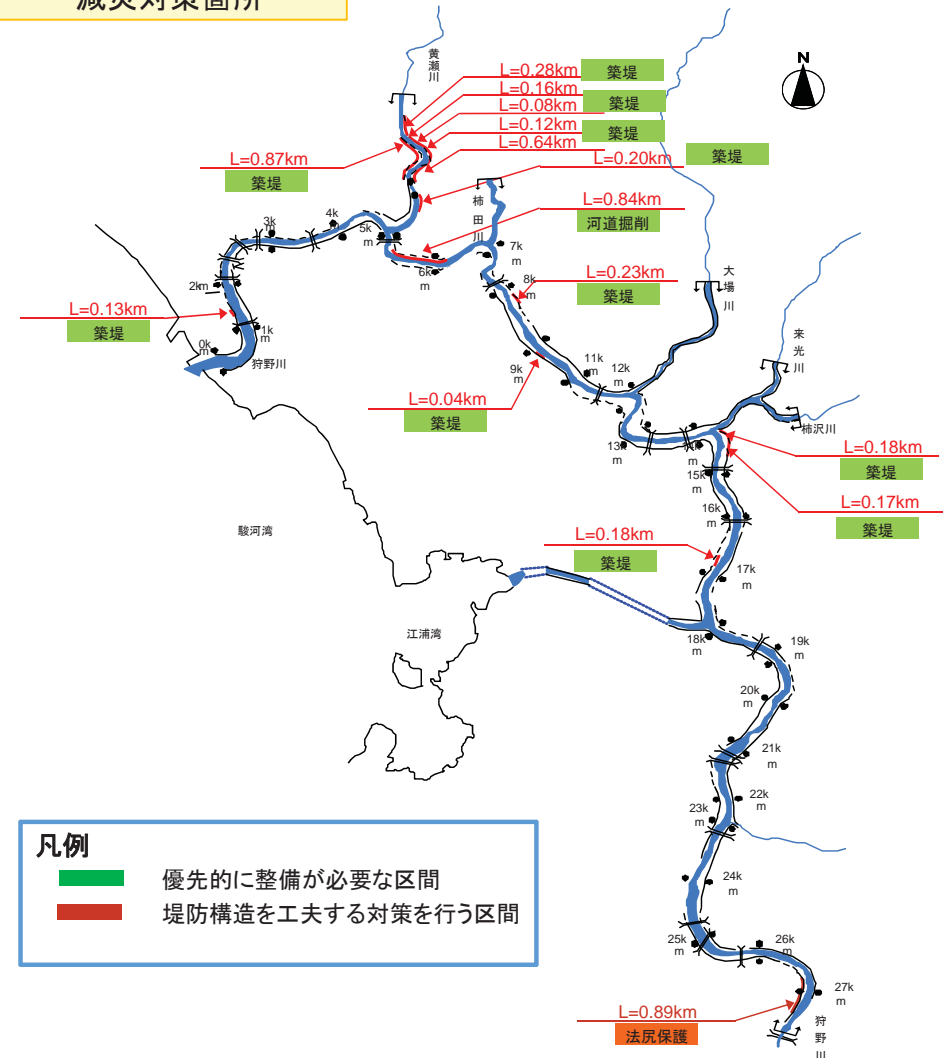
⑨ 施設の能力を上回る洪水等への対策  
(本文第4章 第1節 第1項 P4-5~P4-6)

- ◆ 施設の能力を上回る洪水等が発生した場合に被害の軽減を図るため、減災対策を実施する。
- ◆ 「水防災意識社会再構築ビジョン」による「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、越水等が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に整備する。
- ◆ 速やかな復旧活動による被害軽減のために、災害復旧活動の拠点となる河川防災ステーション・防災拠点を整備する。さらに、流下能力不足等のリスクが高い箇所について、洪水時等の状況をリアルタイムに監視するCCTVカメラを増設する。

危機管理型ハード対策延長

整備総延長(①+②)	0.9(km)
①残工事	0(km)
②新規	0.9(km)

減災対策箇所



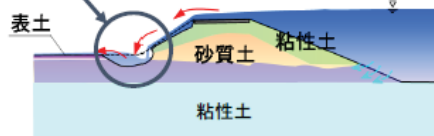
減災対策(「水防災意識社会再構築ビジョン」による河川整備)

- ◆ 「洪水の安全に流すためのハード対策」として、築堤整備と河道掘削の一部箇所を平成32年度を目途に整備する。
- ◆ 「危機管理型ハード対策」として、堤防が越水してから決壊するまでの時間を延ばすための堤防裏法尻等の補強について平成32年度を目途の整備する。

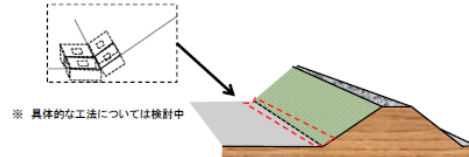
危機管理型ハード対策(例)

堤防裏法尻の補強

裏法尻をブロック等で補強し、越水した場合には深掘れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



堤防裏法尻をブロック等で補強



※ 具体的な工法については検討中

凡例

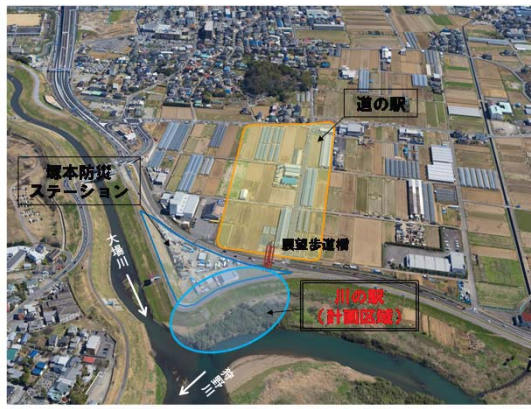
- 優先的に整備が必要な区間
- 堤防構造を工夫する対策を行う区間

⑨ 施設の能力を上回る洪水等への対策  
(本文第4章 第1節 第1項 P4-5~P4-7)

減災対策

- ◆ 洪水や高潮等により堤防などが被災した場合、速やかな復旧活動や被害軽減のため活動拠点となる河川防災ステーションや防災拠点を整備する。
- ◆ 流下能力が不足する等のリスクが高い箇所での河川の状況をリアルタイムで監視するためのCCTVカメラを整備する。

河川防災ステーション



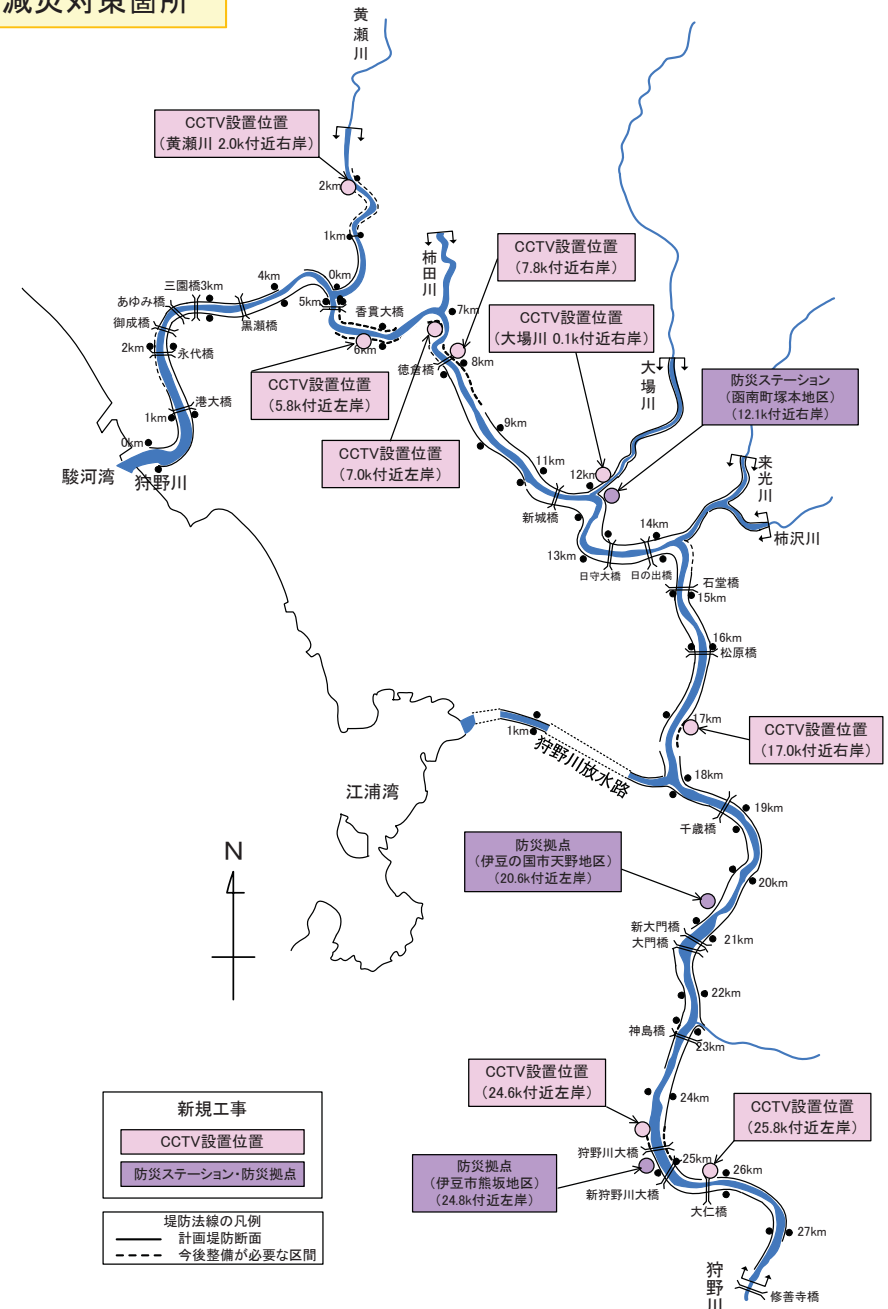
CCTVカメラ



河川防災ステーション・防災拠点とCCTVカメラ整備箇所

河川防災ステーション・ 防災拠点	箇所数(①+②)	3(箇所)
	①残工事	0(箇所)
	②新規	3(箇所)
CCTVカメラ	箇所数(①+②)	8(箇所)
	①残工事	0(箇所)
	②新規	8(箇所)

減災対策箇所





## 2) 利水

### ① 利水の主な整備メニューと整備量(本文第4章 第1節 第2項 P4-7)

- ◆ 現在、河川流況に見合った適正な利用が行われていることから、現況流況の維持を図る。
- ◆ 流水の適正な利用・管理を行うため、日常的に雨量、水量、水質を観測・把握し、関係機関及び地域住民に対して情報提供を行い、水量減少時には必要に応じ水利用の調整を行う。
- ◆ 河川巡視員や河川愛護モニター、河川環境保全モニターの協力により、魚類の浮上、川の色など目視による監視を行う。
- ◆ 柿田川については、柿田橋で観測する流量の月平均値が、基準値(昭和38年(1963年)から当該年の前年までの最低月平均流量)を2ヶ月連続で下回り、河川環境に重大な影響を及ぼす恐れのある場合には「柿田川河川環境対策本部」を設置し、利用者に対し節水の呼びかけを行う。
- ◆ 流域の水循環機構について調査解明に努め、地域における水利用の適正化を図る。
- ◆ 柿田川をはじめとした湧水群の湧水量及び河川流量の維持・増進に対して、「狩野川流域水循環保全協議会」「黄瀬川・大場川流域水循環保全対策協議会」において、土地利用のあり方や上流部の森林の保全等の検討を進めることにより、関係機関と連携、調整を図る。

### 3) 河川環境

## ① 河川環境の主な整備メニュー(本文第3章 第3節 第1項～第4項 P3-5)

- ◆ 「生物の生息・生育・繁殖環境として配慮すべき場所」又は「狩野川らしさを代表する場所」として抽出された箇所において、良好な河川環境、景観の保全に努める。加えて、縦断的連続性が確保され、回遊魚が支障なく狩野川を移動できる環境の維持を図る。
- ◆ 河道整備に際しては、可能な限り環境への影響を回避するとともに、必要に応じて影響低減、代替環境の創出等の環境保全対策を実施する。
- ◆ 過去の改修工事等により良好な河川環境が損なわれた箇所については、多様な生物が生息・生育・繁殖する良好な河川環境の回復、形成に努める。
- ◆ 柿田川については、各種情報を広く一般に公開し環境保全の啓発を図るとともに、今後とも地域一体となって独自の河川環境を構成している生態系や湧水の保全に努める。
- ◆ 生物の生息・生育・繁殖環境や親水活動等に支障を与えない良好な水質の保全と改善に努める。
- ◆ 狩野川の流れによって形成される瀬・淵や砂州、水際植生などが見られる河川景観等、良好な河川景観の保全・形成に努める。
- ◆ 地域住民が豊かな自然を備えた水辺空間と触れあい、多様な生物が生息・生育・繁殖する河川環境を体感するため、自然体験活動に対する支援や住民参加による河川管理を推進し、また必要に応じて拠点施設などの整備に努める。

## ② 多自然川づくりの推進(本文第4章 第1節 第3項 P4-8)

- ◆ 治水上の安全性を確保しつつ、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」を推進する。
- ◆ 河川水辺の国勢調査の結果を計画に反映しながら、地域住民や関係機関と連携し、狩野川とその周辺の良い河川環境の維持・保全・創出に努める。

#### ③ 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出(本文第4章 第1節 第3項 P4-8)

- ◆ 狩野川の多様な生態系を育む地域の環境に寄与する川づくりを推進する。
- ◆ 河川整備において河川環境に影響を与える恐れがある場合には、その影響の低減を図るため、堤防、護岸、河道掘削等の工法等の工夫に努める。特に河道掘削の際には、水域と陸域が連続した水際環境の創出を図るとともに、地形変化や生物の生息・生育・繁殖状況等について事前、事後のモニタリングを行い、継続的な保全に努める。
- ◆ 河川水辺の国勢調査等によるモニタリングを継続して実施し、顕著な環境の変化が見られた際は対応策を検討し、河川環境再生の取り組みを実施していく。
- ◆ 柿田川は、希少な環境を保全するため、「柿田川自然再生計画」に則り、引き続き地域と連携した河川環境の保全・再生の取り組みを実施していく。

#### 狩野川の河道掘削において環境影響を軽減した例

##### ◆ 南江間河道掘削(狩野川16.2k~16.8k付近)



掘削前



掘削後

- ◆ 掘削面は直線的形状を避け、ワンド形状として変化を持たせ多様性を創出するよう工夫
- ◆ 水際にはヤナギを点在させて残し、魚付林としての機能を維持するよう配慮

#### 柿田川の外来種の駆除活動の例



駆除状況



駆除後

- ◆ ミシマバイガモなどの水生生物の生息環境を保全・再生するため、オオカワヂシャ(特定外来種)を駆除



④ 良好な水質の保全(本文第4章 第1節 第3項 P4-8)

◆ 良好な河川水質の維持のために、引き続き関係機関との連携・調整を図るとともに、経過監視等を行い、良好な水質の保全に努める。

水質保全に関する取り組み状況

水質調査の実施状況



狩野川水系水質汚濁  
対策連絡協議会の開催



水質事故対応訓練の実施状況



⑤ 人と河川の豊かなふれあいの推進(本文第4章 第1節 第3項 P4-8)

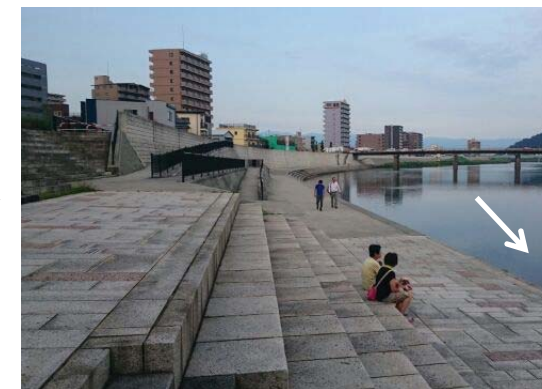
良好な景観の維持・形成

- ◆ 地方公共団体の景観計画との整合を図りながら、瀬・淵や砂州、水際植生に代表される河川景観など、狩野川を特徴づける景観の保全に努めるとともに、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の意見を聞きながら、まちづくりと一体となった水辺の景観の維持、形成に努める。
- ◆ 沼津市街地にあたる下流部では、都市空間と調和した水辺空間・河川景観の形成を図る。

都市空間と調和した水辺空間・河川景観の形成



整備実施前



整備実施後

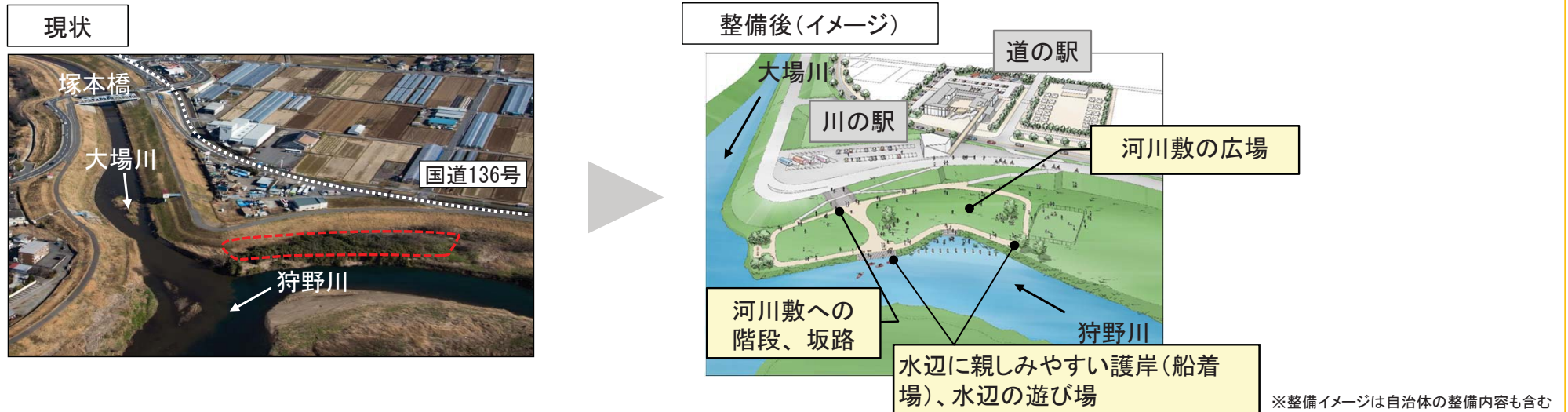
## ⑤ 人と河川の豊かなふれあいの推進(本文第4章 第1節 第3項 P4-9)

### 水辺のふれあい拠点の整備

- ◆ 関係機関と連携し、地域及び河川の特徴を活かした、**河川空間とまちの空間が調和した水辺のふれあい拠点の整備**を実施する。
- ◆ 水辺のふれあい拠点や河川利用施設、沿川の名所・旧跡等を結ぶ**散策路、サイクリングロードなどの整備を推進し、川と人との関係の構築**に努める。

### ふれあい拠点の整備(塚本地区における整備イメージ)

- ◆ 函南町塚本地区では、「道の駅・川の駅」の整備と合わせた水辺整備を進めている。



### 河川利用の推進

- ◆ 身近な川とふれあい、ふるさとの川を育むため、狩野川を活動や学習の場として活用している市民団体等について、地方公共団体や関係団体と連携、協力して支援する。
- ◆ 緊急時の防災拠点として整備される**河川防災ステーション**については、平常時には一般開放するなど**施設の有効活用**を図るとともに、地域住民の活動・交流の拠点や河川に関する講演会など、**地域コミュニケーション**や河川に関する**学習等の拠点として有効活用**を図る。
- ◆ 新しい活用の可能性を創造していくため、**ミズベリングかのがわ会議等**を開催し、**地域住民が親しみやすい河川空間利用の推進**を図る。

## 4) 維持管理



## ① 維持管理の主な整備メニュー(本文第4章 第2節 P4-10)

- ◆ 災害の発生の防止又は被害軽減のために、河川管理施設等を監視・点検し、その機能を維持するとともに、施設能力を上回る洪水や高潮が発生した場合を想定し、万が一災害が発生したとしても被害を最小限とするための危機管理対策を行う。
- ◆ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持のために、水量、水質の現状や渇水状況を把握するとともに、渇水対策が必要な場合は、関係機関と連携し、水利使用の調整等を行う。
- ◆ 河川環境の保全のために、水環境や自然環境の変化に配慮した維持管理を行う。
- ◆ これらは相互に関連する一体不可分のものであり、河川の維持管理に当たってはこれらを総合的に勘案しつつ、地域住民や関係機関等と連携を図りながら実施する。

## ② 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する整備メニュー(本文第4章 第2節 第1項 P4-10~P4-11)

## 水文・水理調査

- ◆ 雨量・水位・流量観測、水質観測等により、現状の流水の状態を把握し、治水・利水計画の検討、洪水時の水防活動、維持流量検討、河川環境の整備と保全のための基礎データの収集を行う。
- ◆ リアルタイムの水位観測は、洪水時の洪水予報等の発表や市の避難勧告等発令の判断の基となる情報であり、正確で確実な観測を行う必要があるため、観測施設、機器について定期的に点検する。
- ◆ 気候変動の影響により洪水等の外力が増大することが予測されていることを踏まえ、流域の降雨量、降雨の時間分布・地域分布、流量等についてモニタリングを実施し、経年的なデータの蓄積に努め、定期的に分析・評価を行う。

## 河川の測量・調査

- ◆ 現況河道の流下能力、河床の変動状況を把握するため、定期的に縦横断測量等を実施する。
- ◆ 河道内樹木の繁茂状況、河床の変化、河床材料等を必要に応じて調査し、洪水時における水理特性等に関する調査・研究を推進し、それらの成果を、具体的な工事や維持管理に活用する。

### ② 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する整備メニュー(本文第4章 第2節 第1項 P4-11~P4-12)

#### 河道の維持管理

- ◆ 河道の機能を適切に維持していくため、河道変化を監視し、河道形状の把握に努め、洪水等による堆積土砂等は、河川環境を考慮し、堆積土砂撤去等の適切な措置を講じる。
- ◆ 河道内の樹木の繁茂による河積阻害等を防止するため、河川巡視等により樹木の繁茂状況を監視し、河川環境への影響を考慮した上で必要に応じ伐開等を行う。
- ◆ 伐開した樹木の処理に当たっては、処分費のコスト縮減及び環境負荷の低減に資するため、チップ化や堆肥化等による有効活用を図る。

#### 樹木伐開の事例(狩野川 日守地区)



樹木伐開前



樹木伐開後

#### 堤防の維持管理

- ◆ 堤防や護岸の沈下、損傷状況や構造物周辺の空洞化等堤防の変状を早期に把握するため、点検や巡視等を行い、必要に応じて補修等を実施する。
- ◆ 堤防の点検や巡視の円滑化等のため、堤防除草を行う。

### ② 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する整備メニュー(本文第4章 第2節 第1項 P4-13~P4-14)

#### 水門等の維持管理

- ◆ 定期的な点検・整備により、**構造的な機能、強度等を確保する。**

#### 水門等の老朽化対策

- ◆ 施設の信頼性の向上や長寿命化に向けて、**戦略的・計画的に部品の修理・交換及び施設の補修・更新を実施する。**

#### 許可工作物の適正な維持管理

- ◆ 定められた許可条件に基づき適切に管理されるよう、**許可工作物の施設管理者に対して適切な指導を行う。**

河川の巡視状況



施設の点検の例



#### 不法行為に対する監督・指導

- ◆ 不法占用等については、**違反行為の是正・適正化を行うよう関係機関と連携・調整して取り組む。**

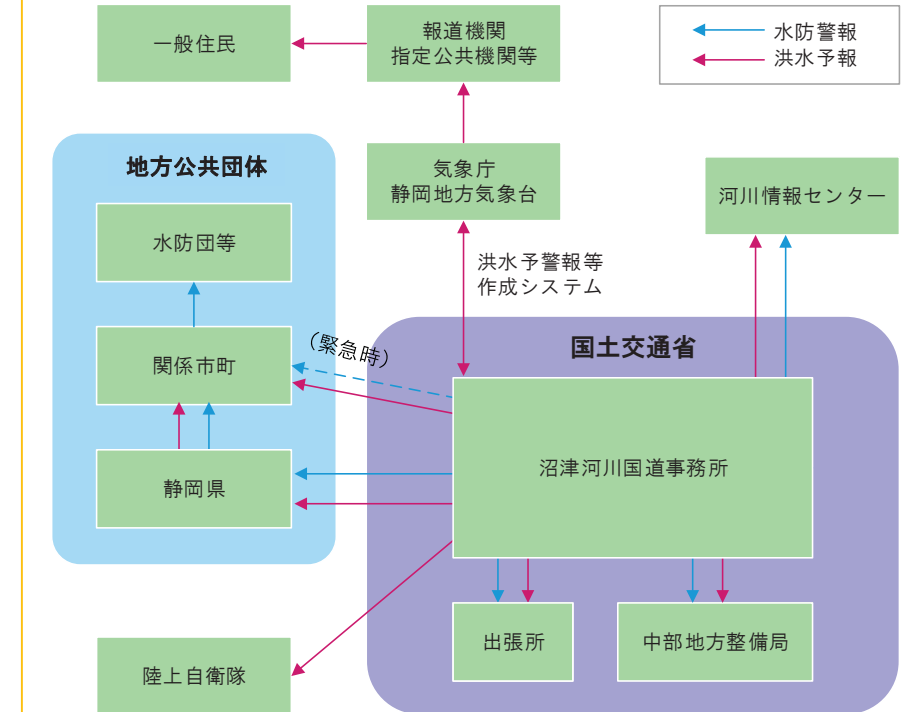


② 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する整備メニュー(本文第4章 第2節 第1項 P4-14~p4-15)

出水時等の情報伝達等

- ◆ 静岡地方気象台と共同し洪水予報の迅速な発令を行うとともに、支川等についても関係機関に迅速かつ確実な情報連絡を行い、洪水被害の未然防止と軽減に努める。
- ◆ 情報の発信にあたっては、防災関係機関や報道機関と連携を図りつつ、住民への迅速かつわかりやすい情報提供に努める。
- ◆ 地方公共団体が一体となって実施する水防活動については、**水防団等による水防活動の的確な支援・安全確保**に努める。また、広域的な災害等が発生した場合は、国土交通省が所有する**排水ポンプ車や照明車、災害対策本部車等により各地方公共団体への積極的な災害支援**を実施する。
- ◆ 洪水時においては、堤防等の河川管理施設や許可工作物の異常を早期に発見し、迅速な水防活動及び緊急復旧活動を実施するため河川巡視を行う。
- ◆ 洪水時において、**河川管理施設の損傷を発見した場合には、速やかに関係する地方公共団体へ情報連絡するとともに、水防管理団体が行う水防活動との連携**を図る。
- ◆ 出水等により漏水や河岸の侵食等により堤防の安全性が損なわれる等、河川管理施設が損壊した場合には、速やかに復旧する。
- ◆ **排水機場の運転調整ルール**を施設管理者、地方公共団体等と協議し、策定するとともに、策定した**排水機場の運転調整ルール**の適切な運用を図り、被害の軽減に努める。

狩野川洪水予報・水防警報の通知関係機関



排水ポンプ車による排水状況



## ② 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する整備メニュー(本文第4章 第2節 第1項 P4-15~P4-18)

## 堤防の決壊時の被害軽減対策の検討

- ◆ 万一、堤防の決壊等の重大災害が発生した場合に備え、浸水被害の拡大を防止するための緊急的な災害復旧手順について事前に計画する。
- ◆ 氾濫水を速やかに排水するための対策等の強化に取り組むとともに、必要な資機材の準備等、早期復旧のための体制の強化を図る。

## 洪水・高潮浸水想定区域の指定、公表

- ◆ 水害による被害軽減を図るため、想定最大規模の洪水等が発生した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、公表していく。また、静岡県が行う高潮浸水想定区域の指定に対して支援・協力を行う。

## 水害リスクの評価・水害リスク情報の共有

- ◆ 想定最大規模の洪水等が発生した場合でも人命を守ることを第一とし、減災対策の具体的な目標や対応策を、関係する地方公共団体と連携して検討する。
- ◆ 浸水想定や水害リスク情報に基づき、早めの避難誘導や安全な避難場所及び避難路の確保など、関係機関において的確な避難体制が構築されるよう技術的支援に努める。

## 洪水氾濫に備えた社会全体での対応

- ◆ 氾濫した場合でも被害の軽減を図るための、行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えを共有し、避難や水防等の事前の計画・体制、施設による対応が備えられた社会を構築していく。
- ◆ 静岡県、沿川の7市町と連携し、住民の避難を促すためのソフト対策として、タイムライン(時系列の防災行動計画)の整備とこれに基づく訓練の実施、地域住民等も参加する重要水防箇所の共同点検の実施、広域避難に関する仕組みづくりなどを進めていく。
- ◆ スマートフォン等を活用した洪水予報等をプッシュ型で情報提供するためのシステムについて、双方向性も考慮して整備に努める。

## 気候変動による影響のモニタリング

- ◆ 流域の降雨量、降雨の時間分布・地域分布、流量、河口潮位等についてモニタリングを実施し、定期的に分析・評価を行う。

## ② 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する整備メニュー(本文第4章 第2節 第1項 P4-18)

## 地震及び津波発生時の対応

- ◆ 地震及び津波災害の発生時には、**気象庁や県・市・町と連携し、河川監視用CCTVカメラ等を活用して情報の収集及び伝達を適切に実施する。**
- ◆ 一定規模以上の地震が発生した場合には、**安全性に十分留意しつつ、河川管理施設等の状況把握、異常の早期発見のために巡視・点検を実施**することで災害の防止を図る。
- ◆ 津波に対する操作が伴う水門等の河川管理施設については、**津波発生時に操作員の安全性を確保するとともに、迅速、確実な操作により被害の軽減に努める。**

## ③ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備メニュー(本文第4章 第2節 第2項 P4-19)

## 適正な低水管理や水利用

- ◆ 流水の正常な機能を維持するため、**関係機関と調整・連携を図り、既存施設の統廃合などによる合理的な水利用の促進に努める。**
- ◆ 許可水利権については、**水利権の更新時に行う水利審査において、使用水量の実態や給水人口の動向、受益面積や営農形態等の変化を踏まえて見直しを適正に行う。**

## 渇水時の対応

- ◆ 渇水時での**節水や水利調整が円滑に進められるよう、関係機関及び地域住民に対し、雨量、流量、水質等の積極的な情報提供を行う。**
- ◆ 渇水対策が必要になる恐れのある場合には、**河川管理者、水利使用者及び関係機関が連携・調整を図り、水融通の円滑化や節水対策等を推進する。**

## ④ 河川環境の整備と保全に関する整備メニュー(本文第4章 第2節 第3項 P4-20~P4-22)

## 河川環境調査

- ◆ 狩野川の良い**動植物の生息・生育・繁殖環境の現状や経年変化を把握するため**、「河川水辺の国勢調査」等の環境調査を定期的に継続して実施する。

## 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出

- ◆ 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全については、河口部の干潟、中～下流部では狩野川を特徴づける瀬淵、河畔林、水際植生などについて、地形変化や生物の生息・生育・繁殖状況を定期的にモニタリングしながら、保全、創出を図っていく。
- ◆ より良好な自然環境の保全に向けて、陸域と水域、上流と下流が連続した自然環境の保全・創出に努める。
- ◆ **アユやアユカケなど狩野川を特徴づける魚類の生息環境の保全に努める。**
- ◆ 河川環境に影響を与える外来種については、定期的なモニタリングにより継続的に把握・監視を行っていくとともに、地域と連携した駆除等の対策に努める。
- ◆ 柿田川に関する調査を継続実施するとともに、インターネット等を活用し、地域住民の環境保全に対する意識の啓発を図る。さらに、希少な水生植物を保全するため、**近年侵入・拡大が見られる外来種について駆除するとともに、河道内に堆積している土砂を撤去する。**

## 水質調査及び良好な水質の保全

- ◆ 日々の河川巡視、定期的な水質調査により河川の水質を継続して監視する。
- ◆ **広く情報提供を行うことで水質改善を啓発し、流域一体となった水質保全に努める。**
- ◆ 水質事故の被害を最小限にするため、河川巡視や地域住民からの情報入手に努める。
- ◆ 水質事故発生時には、「狩野川水系水質汚濁対策連絡協議会」を構成する関係機関と調整・連携し、被害の拡大防止を図る。

## ④ 河川環境の整備と保全に関する整備メニュー(本文第4章 第2節 第3項 P4-23~P4-24)

## 流下物及び投棄物対策

- ◆ 洪水時の流下阻害となる流草木、不法投棄されたゴミ等の流下物、不法投棄されたゴミ等について、地域住民や関係機関等と連携し、適切に除去する。
- ◆ 不法投棄マップの作成や看板設置等により不法投棄に対する地域住民への啓発活動を実施し、不法投棄の解消を目指す。

## 良好な景観の維持

- ◆ 狩野川水系を特徴づける自然景観や地域の歴史的・文化的な背景を踏まえ、河川が本来有する良好な河川景観が維持・形成されるよう努める。
- ◆ 河川敷地の占用や工作物の設置等の許可に際しては、本計画や「新静岡県景観形成ガイドプラン」、地方公共団体の景観計画との整合を図り、良好な景観に維持に努める。

## 河川敷地の適正な利用の促進

- ◆ 狩野川の利用状況や河川環境の実態、「狩野川水系河川環境管理基本計画」、「狩野川水系空間管理計画」におけるゾーニング、地域からの各種利用要請に配慮して、利用と保全の調和のとれた狩野川の創出を図れるよう、人と川のふれあいの空間の適正な維持、保全に努める。
- ◆ 狩野川全川にわたって利用できる自転車歩行者道等の整備を地域と協働して推進。
- ◆ 狩野川資料館を狩野川の自然環境や利用等、幅広い分野についての展示が行えるよう拡充を図る。
- ◆ 河川の利用に対する多様な地域の要望に対応するため、適正な河川利用を行うための仕組みづくりに努め、地域住民が河川空間をより身近な空間として利用できるよう適正に管理するとともに、利用者が自主的に管理を行う取り組みの促進を図る。
- ◆ **ミズベリング会議等を通じて地域住民のニーズを踏まえ、河川空間のオープン化を進め、地域住民が親しみやすい河川空間利用の推進を図るとともに、新しい活用の可能性を検討していく。**



## ④ 河川環境の整備と保全に関する整備メニュー(本文第4章 第2節 第3項 P4-24~P4-25)

### 河川利用の安全対策

- ◆ 河川の安全な利用の向上を目指して、危険性の高い箇所の把握、解消及び注意喚起等に努める。
- ◆ 安全な河川敷利用・水面利用の推進に向けて、河川利用者等への啓発活動の推進に努める。
- ◆ 河口部の不法係留対策は平成22年度までに概ね完了したが、今後も引き続き、再発防止のための巡視や指導を実施する。
- ◆ 河口部での水上バイク利用者へのマナーアップ等について関係機関と一体となって啓発する。

### 地域との協働による維持管理の推進

- ◆ 狩野川に関する情報を掲載したパンフレットや副読本などを作成するとともに、インターネット等を活用した情報発信により地域住民の意識啓発を図る。
- ◆ 狩野川の川づくりを進めていくため、狩野川に関わる各種団体、地域住民、行政等の相互の交流を支援し、双方向のコミュニケーションの確立を図る。
- ◆ **ミズベリングかのがわ会議等を開催**するなど、地域住民が主体となった狩野川の川づくりを支援するとともに、**流域ネットワークの構築**を目指す。

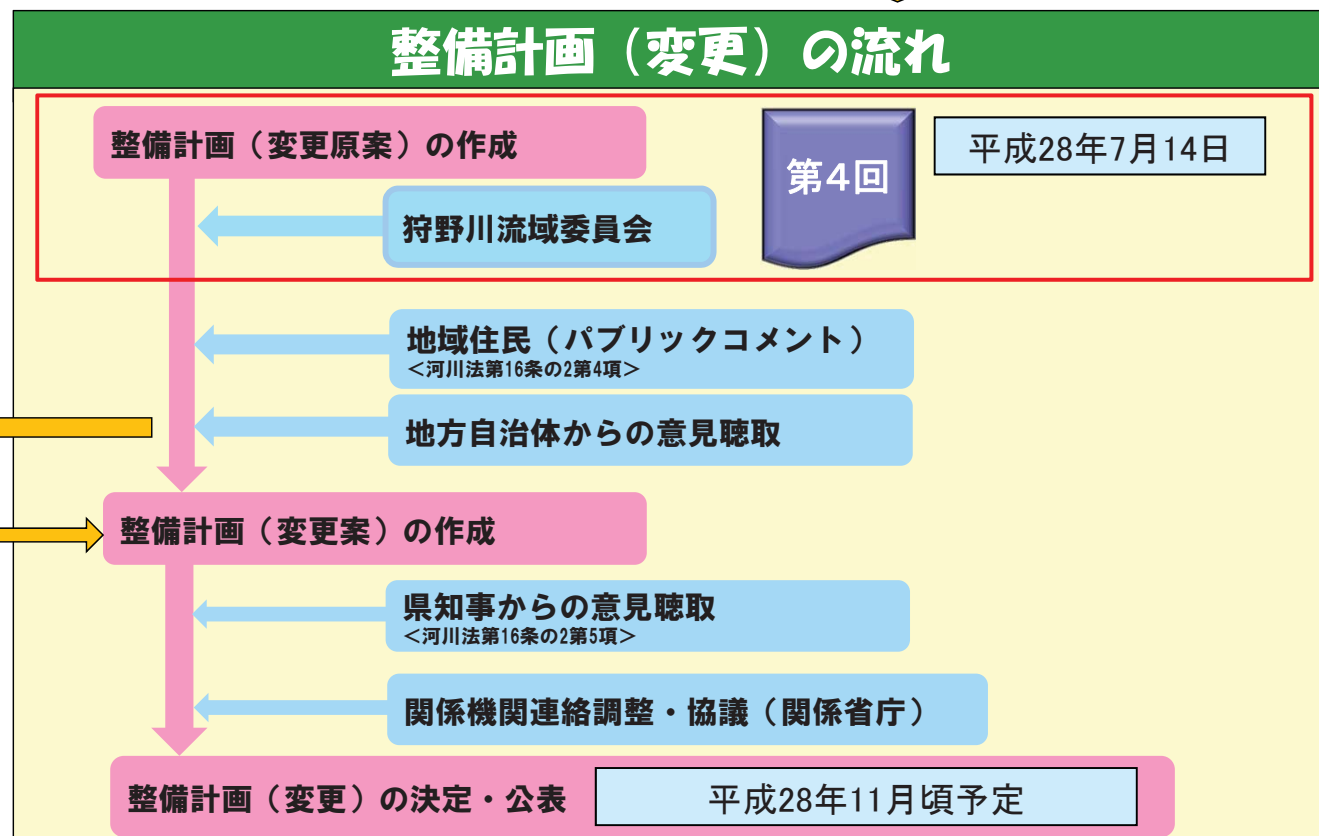
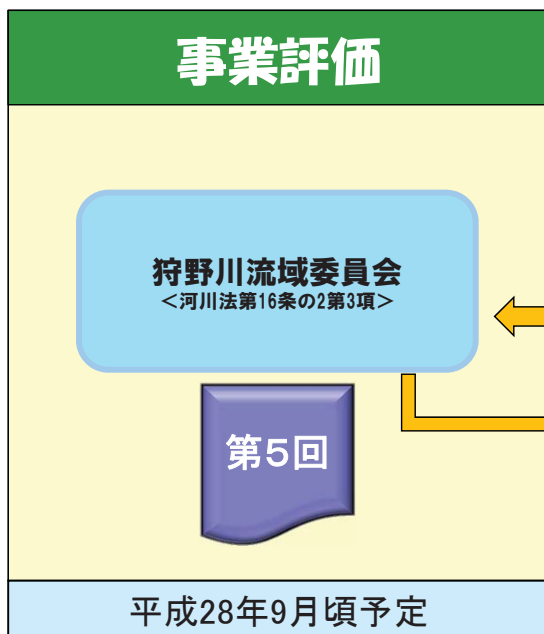
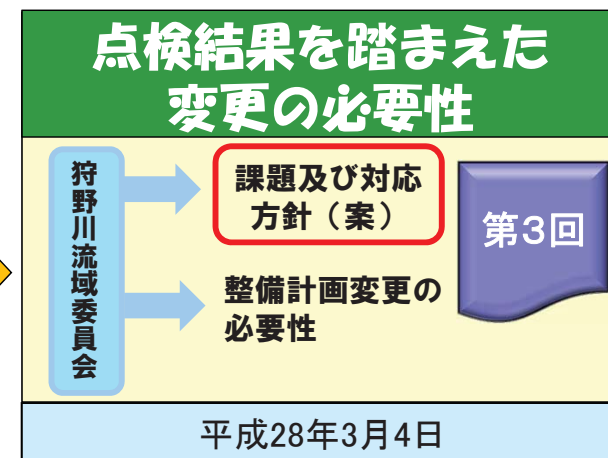
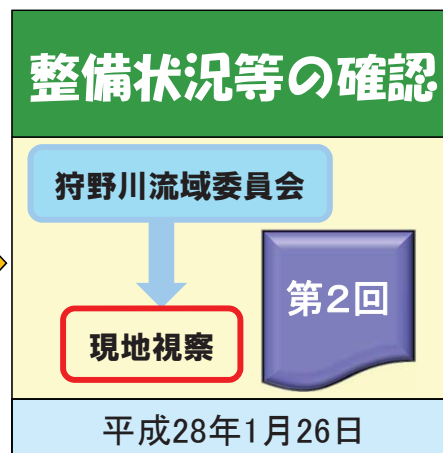
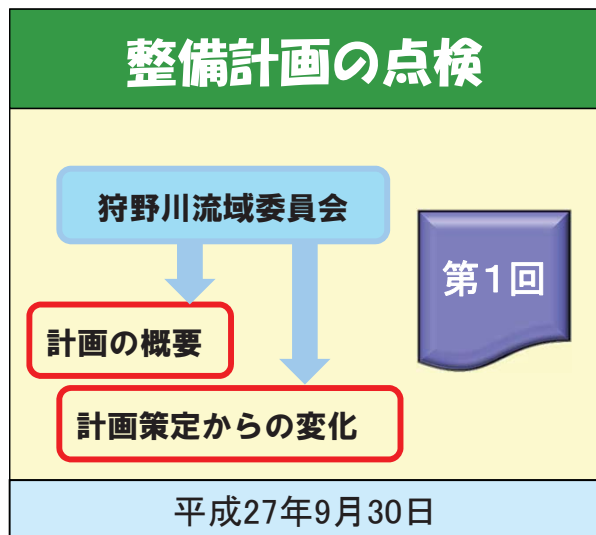
サイクリングロード(大仁橋)



ミズベリングかのがわ会議



## 4. 狩野川流域委員会の今後の進め方



※審議状況により、議事内容、流域委員会の開催回数に変更があります。

関係住民の意見の反映、関係自治体の意見の反映

河川法の記載内容

河川法第十六条の二 4

河川管理者は前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

住民意見を反映させるための措置

○意見箱を用いた方法

関係自治体や沼津河川国道事務所及び出張所等に変更整備計画(原案)を閲覧できるように広報しその場で意見シートに記載して頂き意見箱に投函していただきます。



意見箱設置イメージ(大分河川国道事務所HP参照)

○インターネットを用いた方法

沼津河川国道事務所ホームページに変更整備計画(原案)の説明資料を掲載し電子メールを利用しご意見をいただきます。



沼津河川国道事務所HP特設サイトの設営イメージ

実施の時期

変更整備計画(原案)が完成したらすみやかに実施し、意見を頂く期間は約1ヶ月の予定。

行政会議

狩野川水系河川整備計画(大臣管理区間)の案の作成にあたり、狩野川(大臣管理区間)に関する静岡県、沼津市、三島市、伊豆の国市、伊豆市、長泉町、清水町、函南町からの意見をいただくことを目的とする行政会議を開催する。